

第9回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成20年7月30日（水）午前10時00分～11時30分

場 所：大口町役場 3階 第5委員会室

■ 開会

[委員長あいさつ]

今、参事からお話がありましたように、今日本当は議会の皆さんと懇談ということだったんですが、そういうような次第で、策定会議ということになりました。いいんじゃないかと思うんですね、大体骨子もまとまってきましたし。もう少し、もう少しというよりは、最後の詰めがかなり大変かなと。言葉の使い方とかこれから皆さんと色々その辺を詰めていかないといけないんですが。その前に地区懇談会ということになると、またそこでいろいろなご意見をいただくでしょうし、我々も少し考える時間ができるということで。今日は、少し修正を加えていただいた骨子・構成案についてまずそのご報告があって、それについてまた。今日結論が出るというものではありませんが、少し自由に意見を言っていただいとということにしたいと思います。その後、地区懇談会の日程を決めるわけにはいかないかもしれませんが、大体いつ頃かを今日の議題にしたいと思います。

それでは事務局の方から説明をお願いします。

参事

その前に私から経過を話させていただきましたが、これについてご意見はありましたら。

委員長

むしろ議会の方から「ちょっと待ってよ」と言ってくださった方が。ちょっと我々も拍子抜けですけれど、ある意味では議会の方が、多少住民の皆さんの意見を聞いてということですね。それで我々の態度を決めたいというそんな感じがあるので。どちらかというとも良い方向かなという感じがして、始めから議員の皆さんとあんまりそこでワイワイとやってしまうと、また少しこじれたりすることがあるので、地区懇談会で住民の皆さんの意見という形で投げた方が、収まりやすいと思いますが。どうですか。

職務代理者

そういうやり取りを通じて、参事ご自身あるいは政策調整室として、5感で感じられたと。「地区懇を先にやってちょうだい」と、それは分かるんですが、対面しているとこれはちょっとうっかりものが言えないぞと、しゃべりにくいと思いますけれど、延期したいという中には、もうちょっと原点に戻って議会としてもいろいろと考えようとか、そういう気運が盛り上がった感じがしたのかどうか。

参事

この間、議員さんとの協議の中で、そういうのを前提にして思ったのは、先程先生が言われたように、議会として懇談をして一定の結論を出すよりも、地区懇談会で住民の皆さんの同行を見て決

めていきたいということがあると思うんですね。そういう意味では、地区懇談会は大事な懇談会になると思います。取り敢えず様子を見て決めていこうということかと思います。

委員

二つあるんですが、結果的にこうなったことはそれで仕方がないことと思いますが、今参事から経過について、やりましょうというまでにいろいろと根回しをされて、何度も打合せをされて、本来であれば本日やりましょうということは、正式に決まったということだったと思うんですね。そういうことが23日の日にいとも簡単に地区懇談会の模様を見てと、それは建前かも分かりませんが、議会というのはそんなに簡単に公の約束事が変わるものなんですか。酷な質問かもしれませんが。

それから地区懇談会の際におそらく私の推定ですけれど、過去のいろいろなことから、十分そういうことを考慮した上で我々も臨まないで、一方的にと言うと変ですけれど、そういうことが十分に想定されるとひしひしと感じましたので、念のために。取り越し苦労であればいいんですけれど。

職務代理者

先程申し上げていたんですけれど。大体議会の反応は予想どおりと。それから職員の方々とのお話しの中で、いろんな良い事をおっしゃられたんですが、やっぱり私の関わったグループでは、一体我々のこれからの仕事はどうなっていくんだろうと。あるいは上司、組織とのコミュニケーションは良くなっていくんだろうかというようなお話しであったと捉えているんですけれど。そうなる、我々委員全員が望ましいんですが、皆さんのご都合で抜けられる方もおりますから、それであっても大体、こういう思いだとか、必要性を感じてやっているんだということを、委員で共有化しておかないと。我々が「こうです」というかなりの割合で想いを一致しておいて。やっぱりお約束した前文を書くために、その必要性とかを書いていまして。それぞれの意見をまとめておいて、これはそうだ共通だというようなところを委員でまとめていないと、いきなり他力の方へいってもどうかなと思いつながら書きましたので、少なくとも委員間同士の「あいつ、こういうことを思っているのか」と、こういうことを言いたいのかという意味合いの走りとして共有化したいと思います。ですから語字句も骨子の内容はいいところまでいって、これ以上そういじくっても何か加わらないときは難しいと思うんですね。だからむしろ考え方とか想いとか、これで進むぞという方向性を委員同士で、共有したいというふうに私は思います。堂々と正面突破できるように少なくとも共有化したい。それが私の気持ちです。

委員長

大事なこともありませんね。懇談会の前に一度、会議をもって意思統一というか誰が質問を受けても答えられるというか。皆さんの意見を一つにしておきたいというそれはありますね。

委員

基本的な質問ですが、町の議員さんは何名いらっしゃるんですか。

参事

15名です。

委員

これは学区別に選ばれるんですか。

参事

大選挙区ですので、大口町が一つの選挙区になるんですけれど、地元から出るとそこがというところもあります。

委員

結果的には何地区あるんですか。

参事

11地区あるんですけれど。

委員

必ず一人は出るんですか。

参事

垣田区とかはないですね。二人出ているところもありますし。

委員

懇談会は全員出ることになるんですか。議員15名。

参事

前は、それぞれ出ましたけれども意見は言わないという申し合わせがあったみたいです。

委員

今回の我々との懇談会では。

参事

15人です。今日も実は、本来は懇談会のために設定をした全員協議会なんですけれど。9時半から開かれておまして、他の案件でやっておまして、今、町長と総務部長はそちらに出席をしております。

委員

この骨子案は配られているんですか。

参事

配ったのは、正副議長と総務文教常任委員会の正副委員長、委員に配っておりますので、コピーが配られているのではと思います。

委員

そうすると、地区懇談会には議員さんは全員出ることになっているのか、自由意志なのか。

参事

そこはまだ確認していません。

委員

さんからの経緯を聞きますとたぶん全員出ますよね。

それから老婆心ながら言うと、この経緯。7月3日から今日までに至った議員さんとの懇談会を我々としてはぜひやりたいと思っていたけれど、その結果こういう経緯で地区懇談会が終わってからになりましたということは、あえて地区懇談会で皆さんに言った方がいいと思うんですね。ということは、議員さん達がどういう反応をしたかは、おそらく皆さんの推測になるけれど「そうか、そういう経緯があって、今日があるんだな」と。議員達はやっぱり「うーん」と皆さん思うと思うんで。それはいじわるかもしれないけれどはっきり言っておいた方がいいと思います。

委員

私もそう思います。 情報公開もそうですから。別に悪いことではないですよ。

委員

我々の動き、議員側の動き、結果こうなりました。それでこの場がありますというのは、逆に本当に言っておいた方がいいと思うんです。

参事

通常ですと、議会に対する説明を抜いて地域へ入ったりとか広報に載せたりということはなかなか許されないんです。どうかすると、たまにそういうことをやってしまって、後からかなり議会軽視だということが。

委員

本当は逆なんですよ。

参事

今回も先に議員の懇談会をと、通常の流れの中での考え方をしたと思うんですけれど、やっぱりその後に地区懇談会があるということで。

委員

ですから私が言っているのは、地区の皆さん、町民の皆さんにきちんとした事実を経緯として我々側の動き、議会側の動き、こういう事実がありましたということはしっかりと伝えておいて。

委員

通常 inverse でしょう。議員さんにまず懇談会をやって、こういうものですよという議論をして、それ

から地区懇談会におりていくという、そういう段取りを立ててお考えになったと思うんです。だから、逆になっているんで、それはそれで情報は公開した方が。おそらく、この前のときには散見する程度で余りお見えにならなかったんです。私は全地区参加しましたがけれど。けれど、これも推定ですが今回は参加率が高いと思う。良いことですから。

職務代理者

ですから、一応幹事間交渉で、今度の地区懇で大体大口町のルールに従ってできるようになったんです。その時に今いろいろとおっしゃったことの他に、説明はしていないけれど、コピーはいつているということじゃなくて、議員さんが、本日まとまるであろう最終案を、一応全員に配っていただいて、そしていつでも説明に応じますからお越しく下さいと言っておいた方がいいかもしれません。大事なことだと思います。「あいつらいつもそうか」という話になるだろうと思うんですけど。それは大事な話じゃないでしょうか。この前も教育的指導がお一人ありましたけれど、下小口で4人議員さんがみえましたかね、地区懇には。教育的指導の発言をされる方もみえましたし、大衆と一緒に様子見をしようという方もみえましたし、いろいろですけど。ですが、どんどん勉強してもらえばもらうほど、質が上がっていくんじゃないでしょうか。過去の経緯だとか、しきたりの話も出てきますから。一応議員さんと事前にやる予定でしたけれどできませんでしたということで、お断りすることはいいんじゃないですか。「聞いた話だと」と言われると困りますから。

委員長

他の委員の皆さんもご感想を一言ずつお願いします。

委員

議員の皆さん、コピーをいただいた方にもきちんと、「実はこうでしたが地区懇談会の後に」ということは説明をされておいた方が「私は聞いていない」とか言われても困りますし。コピーもこれではなく前のがいってるんですよ。ですからやっぱり一番新しいのをお渡しした方が、きちんとするのではないかと思います。

委員長

情報公開というのが何より大事だと思うので、誰に対しても情報公開をして正々堂々とやればいいんじゃないかと思います。

委員

経緯についてはあんまり細かいことを知らないということもあって、特に申し上げることはないんですけど。例え議員さんがどういう判断をされたとしても、この条例というものが一般の町民の皆さんに共感を持って受け入れられるかどうかが一番大事なはずなので。そこさえ間違えなければ、議員さんがどう判断されようと問題は無いと思うんですね。いろいろと配慮すべきことはあるのかもしれませんが、そういうテクニカルな話に流れるのではなくて、委員会としてはこの条例がどう町民の方に受け入れてもらえるかに目を向けた方が本質的ではないかということだと思います。

委員長

そこが一番大事だと思います。あんまり議会に対して神経を尖らせるよりは、むしろ正道に行くということが一番良いんじゃないでしょうか。

委員

ただ心配なのは、懇談会に住民の方が参加されますよね。出ていただいた方が当然良いことなんです。結局声の大きな方の意見がその地区の意見として通るケースが多々あるわけです。そうすると、いろんな質問をして困らせようじゃないかということも考えられるので、先程の話みたいに問題の共有も、そういう見かたもいると思います。

委員長

後の懇談会の進め方みたいところで、今の話を少しどういうふうにやろうかと。余り長時間ではないので。だからその中でなるべくたくさんのご意見をいただくような形がとれるか、そこだと思っんです。

委員

やはり今日はちょっと残念だったと思います。後、広報とかに載せていただく機会があって、大口町民の方とか、「以前は全然分からなかったけど、私なりにちょっと分かってきたよ」という声を聞くようになりましたので、住民の方がそちらの方に興味を持ってくださっているのか、委員の皆さんとか、政策調整課の皆さんのお力だと思うので、ちょっと嬉しいことだと思っています。

委員長

今度広報に載せるときにそういう経緯なので、皆さんからまたたくさんご意見をいただきたい。それこそ住民参加でするのでというようなコメントをまずは広報で少し。

参事

8月は間に合いませんので9月の広報で。広報に今日お示しをした内容の骨子・構成案を掲載しまして、その後に地区懇談会に入っていきたいと思います。

職務代理者

結局、骨子・構成案なんで、それについてはかなりのところまで来ているとは思っんです。結局今足らざるものは前文になるんです。少なくとも前文に書いてありますように、参加と協働を必要とする社会背景、大口町の取り組みと成果、これらを背景として条例を制定するんだと。それから基本規範としての位置づけだという、ここをある程度完成しておかないといけない。そうでないと、この委員会の顔が見えませんか。ですから、そういう意味合いで今日はお願いをしたいと思っんですけれど。前回の委員会の後で私なりに前文を書くための条件として、これに沿って書きましたので、もし皆さんのところへそれが行っていなかったら、今日コピーをお渡ししていただいて叩いていただく。それで「こんな過激な」とか、私は過激だとは思っていませんが、取扱いに困っているとか何とかいうぐらいだったら、委員に限って意見を聞いていただく。あるいは町長にも、本当は町長が言うべきことですから。ですから、そういうのを提案して前文を大体。それこそ骨子

ですけれども、共有して懇談会に入りたいと私は思っているんですけど。青い紙が特に、ナンバー3ができて分かるはずですが、やっぱり「何が言いたいの」というところは残ると思うんですね。ぜひ今日でなくてもよろしいんですが、もう一度やるとしたら、皆さんにお渡ししていただいて、それぞれの想いをそこへ付け加えていただく、あるいは削る。そういうことをしていただきたいと思うんですけど。そうでないと、私、前文書きますと約束したのに、「あいつ守らない、口だけだな」と言われてもいけませんので。よろしくお願いします。

委員長

委員の方から最終案だという話がちょっとありましたが、私はまだ最終案ではなくて、そういうのにあたる時の最終案という、その段階だと思うんです。また皆さんから意見をいただいたり、「ですます調」か「である調」でいくとか、もっと細かいいろんなことが最後の詰め、そちらの方はかなり時間を要すると思いますので。協議会の前にもう一度会議をして、骨子はこの程度でもいいと思うんですけど。委員の皆さんの気持ちを確認しておくという、そこはやっておいた方がいいと思います。せっかく委員が前文を提案なさったんで。今日それを議論するかどうかということについては、まず見ていただいて。もう一点、懇談会の前はどう進めるかという話と、それから前文を皆さんにお示しするかという、もう広報には入らないということですね。そうすると、今日は皆さんのお手元にあるのが一応最終案という形で。前文については、こういうことを盛り込むんだというものがあればいいかという気がしますが、その辺ですね。委員がおっしゃったように、これがこれからの大口町のいろいろとやっていく上で一番大事なことになります。これに則ってやっていくということが分かれば良いという気がします。どうですか。前文のコピーが今来るんですけど、前回から変わったところをまず一通りご説明いただいて。

[議 題] (1) 条例骨子・構成(案)の変更について

※主幹より資料「第8回会議及び行政懇談会後の骨子・構成案の変更について」に基づき説明。

委員

私の主旨は、そこではなかったんです。住民等が分かりにくいので、定義をもう一回もってきて、あえて2の定義の(6)ならば。前の案では、確か…。

主幹

そのところは、そういうご指摘をいただいたんですけど、これをこれだけ並べるというのはやっぱりちょっと。

委員

私が直したかったのは、住民等を「大口町に在住する個人云々…住民等」というところまでを入れたかったの。今回直していただいたところはどうでも良かった。そういうことです。

主幹

これについては、検討したんですけど。

参事

定義があつて、それを書く。

委員

確かにくどいんですけれど。前に議論をしたように、やっぱり皆さん読まないですよ。それで遡って元へもどって読み返すことになるんでしょうけれど。それではやっぱり読んでもらえないので、必要などころはくどくした方がいいんじゃないかという提案でした。全体の文章表現はどうでもいいので。また皆さんのご意見をいただければいいですが。

委員長

これは私が、個人的にさんとお話しをした時に、テクニックの問題なんだけれど、住民等をゴシックでという。他のところは明朝で書いて、用語で使ったところだけはゴシックでやるという手もあるという。そうすると長々といわなくてもいいのかと。あんまり長々とやると、読まないうちにここくたびれて本当に読んでほしいところで読んでくれなくなってしまうこともあるので。条例のところにそんな手を使うのは他にないかもしれないけれど、そういう用語として前に定義をしたものはゴシックでやるなんていうテクニックを使っても良いのかという話は少ししたんです。今のような話で、最終的には、書き方とか文章とか用語とかというのを、もう少し眺めていかないといけないという話と、私が前からこだわっているのは、住民等というか自治組織のあたりをもう少し踏み込むのかどうするかという話と、議会の話と、それから委員の言われる前文のあたりなのかなと思っています。後のところはそんなにいいのかと思いますが。これで直していただいたもので、皆さんの感想ご意見を伺いたいんですけれど。委員は、そんなに触れなくて住民等のところをそこを直せば良いぐらいのつもりだとおっしゃいますが。

委員

中身の話しではなくて国語的にこうした方がいいという言葉は直していただきたい。

委員長

その辺が主旨だったということですね。その方がすっきりするような気がするけれど、せっかく直していただいたので。協働のあたりは良いですよ。

職務代理者

私は、事務局がやたらと長くしてはいけないということで、短い文章づくりに努力されたと思うんですが、今日のを読ませていただいてスラッと流れたんですけれど。分かりやすくはなったという感じはあります。

委員長

どうですか。これを広報に載せるのに委員としてはどうですか。元々の方がいいですか。

委員

私は良いも悪いも言う立場ではないので。委員の方に。

委員長

いや、主旨に合ってなかったとすれば。

委員

内容そのものは問題ないので。後は表現の話なので、文章表現的にすっきりしたとっていただけるならこのままで良いと思います。後、住民等を私はこだわっただけなので、先生が言われたように、ゴシックにするとかそれは工夫で。

委員長

その辺を工夫すると、あんまり長たらしく各所に出てくるときに一々それをやらなくても良いかと、それは少し皆さん考えておいてください。こんな条例無いぞという話になるのか、それも分かりやすい、読みやすいねということになるのかはどうせ型破りなのをつくるつもりですから、ちょっと面白いことをやっても良いのかという気がしますけれど。一応広報に載せるあれとしてはこれで載せる。前文に関してはどこをどうするかですよね。ここにあるようにいろんな内容としては参加と協働を必要とする社会背景、それから大口町のこれまでの取り組みと成果。だから合併の話なんかもチラッと書いてもいいかもしれません。独立でやっていこうという話。これらを背景として条例を策定しますという話と、それからそれに基づいて有効に活用されるようにという、これがうまく入れば良いのかなということと、それからもう一つは、皆さんにまた配っていただきましたけれど、他の市町の協働のまちづくり条例で、名前はいろいろですけれど、八戸と豊田と日進と飯田。飯田は議会が作った条例ということで、すごい議会についてあるので、これは少し違うかなという気がするんですが、後は八戸と豊田と日進が参考になるのかなという辺りで。私の感じでは、前文としては八戸ぐらいに。日進は少し長ったらしい感じがするので、八戸ぐらいの前文がちょうど良いぐらいかという気がするんですが。その辺も、この辺にならって、うまく織り込んでいただくと。

主幹

飯田市は、前文に市民憲章というのが入れてあるんです。

委員長

だけど、市民憲章というのを持ち出すかどうかというその辺。内容として、豊かに安定して暮らせる、活力のある、というようなものをうまく入れば市民憲章ということをやわやわ位置づけなくても良いのかという気がしないではないですけど。

職務代理者

懇談会に行って、この会議の一番初めに私は憲章とどう違うんだという話で、その時は納得していたんですが、地域振興課長が「あれがあるのにどうして作るんだ」という話が懇談会で出たんです。だから置いたんだなど。

主幹

それで前にお話したのをわざと今回資料としてお配りさせていただいたんですが。

委員長

とても参考になると思うんで。ありがとうございます。

それから、地域内分権とか地域コミュニティのは地域組織の話で、私はもう少し言ってもいいかなという気もしないではない。それから議会の話も、どれぐらい議会の責務というか議会がどういうものかというあれで、例えば豊田なんかは割りにきちんと定義をしているような気がしないでもない。これも少し参考にして最終的にもういっぺん練るときに参考になるという気がするので、これも見ておいていただくということで。どうでしょうか、委員の前文についてご説明というか。

職務代理人

事務局のつくった文章を見ますと、前文の区分けというのは誠に上手に項目としてはしっかりしたのが出ていますから、私はそれに則ってつくって見たんですが。参加と協働の必要性、これはやはり住民等も含めて危機感の共有というか、今までどおりではないよと。昨日のごとく今日はなく、今日のごとく明日はないよという危機感です。

※以降、朗読。

委員長

非常に想いが溢れていて。このようなことを上手く町民の多くの人に納得してもらえるつもりで、もう少し洗練させるといいかもしれません。

参事

いただいたときに読みまして、表現をどうするかということは別にして、ここは大事ななどというところが幾つかありましたので参考にさせていただきたいと思います。

職務代理人

けなすばかりではいけませんから若手職員を。それから住民もずいぶん変わってきたと思いますけどね。嘘は書いていないけれど、かなりアジ文章にはなっていると思います。

委員長

ありがとうございます。こういう想いをうまく閉じ込めて、簡潔な良い前文ができると良いという気がしますね。

ということで、今日皆さんのお手元にあるのを広報で町民の皆さんにお示しして。もう締め切りなんですか。

主幹

はい、締め切っておりますが、校正で修正をかけられます。

職務代理人

昔、一枚の紙を広報に入れるには17日が期限とか。一枚の紙なら20日でも良いとか、そういうことはないですね。

参事

今回はチラシではなく広報そのものに掲載して、併せて地区懇の「各地区ごとに開きます」というのをチラシに入れていこうと。

委員長

スケジュールはまだですか。

参事

それでは地区懇の方、よろしいですか。

[議 題] (2) 地区懇談会等について

参事

地区懇談会等についてというところなんですけれど、8月8日に区長会があります。そこで私の方から地区懇談会を開きたいというお願いをしたいと思います。土日についてもです。

委員長

今日そのスケジュールも決めた方がいいですか。

参事

区長会に諮って、区の方で決めて、8月の20日以降、25日ぐらいのところでもう一度開かせていただいて、区の方からあった日程をお知らせして、それに合わせて皆さんとスケジュールの調整をお願いしたいと思っております。

委員長

そうすると、スケジュールとしては8月にもういっぺんこの委員会を開くということですね。そこでスケジュールを正式に固めるということで。広報には、今日皆さんの手元にあるのを載せると。案としてですね。

参事

案です。たぶん地区懇、それから議会との懇談会をしていく中で、かなり変わる部分があると思っておりますので。

職務代理者

問題は、この委員会がその前にいつ開かれてということですね。

委員長

それを決めましょう。大体お盆明けぐらいになるでしょうか。

※以降、次回会議の日程調整

委員長

それでは、8月18日の午後1時半ということにします。
おしりも決めておきましょう。1時半から4時ということで。

■ 次回の開催日

平成20年8月18日（月） 13:30～16:00

委員長

それでは次回に、地区懇に臨むときのこの委員会の意思統一を図るということと、スケジュールと、それからその辺でいろいろと情報もあるかと思えますけれど、それを皆さんに入れると。そういうことでよろしいでしょうか。

他に前文で「こんなところ」というご意見があったら教えていただくか、前もって事務局にご連絡いただけますか。この委員会として、なぜこの条例が必要なのか、どうして条例なのかということに対して、きちんとお答えができるような、そういうことですね。そんなところでよろしいでしょうか。

参事

フォーラムの方は、1ヶ月ぐらい遅れるのかなと思いますので、この委員会が終わってから昇先生とも協議をさせていただきます。

職務代理者

改めてこの骨子案を、既に持ってみえる方にも新しいものをもう一度、広報には載りますけれど、お配りになるわけですね。議員の方に。そうすると、今日の参考資料の議会がまとめたものとか、この4つの参考資料も非常に良い資料じゃないでしょうか。何にもなしに、「そっちはどうなってる」とやるよりは、「こういうのがあるよ」ぐらいはお知らせするのが親切ではないかと。

参事

今日の資料ですか。

職務代理者

これはすごいですね。この議会の。

委員長

飯田は議会がつくったんですもんね。

参事

最近、少しずつ増えてきていますね。議会が地域に出て。

職務代理者

豊田市という先進的な都市のお話ですから。それは別として良いんじゃないでしょうか。良い例を付けてくれたと思いますけれど。やっぱり相手も骨子を突きつけられて、相手になりますとね、やっぱり背景とか、参考になるものがあると。

委員

この関係では、議会基本条例ですよ。北名古屋市のものも調べてみたんですが、ほとんどの市町がいわゆる議会基本条例の中に反問権を。行政の執行機関が今は一方的に質問に対する、一問一答になって分かったけれど、答えるだけですよ。逆に、質問の趣旨を尋ねるとか。指摘するだけじゃなくて、自分達の対案をやっぱり議員さんも持たざるを得なくなってくるんですね。まだこの参考資料は基本条例の中の議会の役目ですけど、それと議員同士の議論ですね。

参事

本当はそういうことなんです。

委員

今はありませんよね。委員がおっしゃられるように、そこをお考えになって提起されたのであれば素晴らしいことだ。

職務代理者

この前文ですけど。その後一ヶ月近く経ちまして、まず危機感の共有ですけど、その後起きている事件をみましても、自分が学校の先生だとか教育委員会だとかっていうのをみると、原点を忘れてしまったことばかりがかなり目につくんですね。この町ではそういうことはないと思いますし、これからも起こさないための危機管理ですので、うっかりしたことを皆さんやってはならないようにしましょうという意味での危機感ですから。そんな具体的なことまで書いてありませんけれど。おかしいことばかりが起こるこの世相を見ていますと、やはりそれぞれが、自分が、誰がやっているのか訳が分からなくなってしまうというのが現象でしょう。ですからそういう意味で、今後やっぱり不祥事が起きないようにということはかなり大事なことはないかと思ひまして、ちょっと付け加えさせていただきます。条例をつくるといっても、「今は特に困っていないから今のままでいいじゃない」というのが普通ですから。「今も大体上手にやっているじゃない」と。そういう危機感であります。我々は、非常に善意でやっているつもりでありますけれど、そういう受け止め方が素直にされないということも事実ですから。相当覚悟を固めてやらないと、間違っているかなあと思っているこのクロス線が、横から見たらものすごく離れているという、よく経験したことが起こるといけないということを思って書いていますから。非常に稚拙ですけど、どんどん批判したり、付け加えたりしていただきたいと思っています。そうでないと、懇談会が始まりますと、私勝手に自分に振られたらしゃべっちゃいますよ。

委員長

どうでしょうか。他の市町の資料を配ることは、私はいいいんじゃないかと思うんですが、もしくは配るんだとすると、さっきの議会基本条例。

参事

議員さんの中でも話が出ていると思います。それをやるかやらないかの話だと思います。

委員長

事務局の仕事をあんまり増やさないで、むしろ皆さんが持っていて、ここにはこう書いてあるというのを頭に入れておいていただくという方がいいんじゃないかと思います。

それから、北名古屋市の条例なんかも皆さんこういう議会の基本条例があるというのも知っておいていただくと良いと思いますので、皆さんに。

主幹

一番最初につくったのが北海道の栗山町。そこのがほとんどベースに。北名古屋もそこのがベースでよく似ています。

委員長

その辺で一つ二つ。

職務代理者

北名古屋市は相当無理な合併をしたものだから。

委員

合併したからどうしても必要になったというふうに言われていますね。

職務代理者

我が大口町長はそれを予測していたわけです。と、町長もほめる。

委員長

ということで、皆さんにお配りしてください。

今日はこれで終わりにします。ありがとうございました。